

## 賃貸借契約書(案)

宮崎県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、リアルタイムPCRシステムの賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、甲にリアルタイムPCRシステム(以下「装置」という。)を賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

2 装置の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書(以下「明細書」という。)のとおりとする。

(賃貸借期間)

第2条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、装置の賃貸借の期間(以下「賃貸借期間」という。)は、令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。

(賃貸借料等)

第3条 装置の賃貸借料並びに消費税及び地方消費税額(以下「賃貸借料等」という。)は、次のとおりとする。

賃貸借料	金〇〇〇〇円(月額金〇〇〇〇円)
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇円(月額金〇〇〇円)
合計	金〇〇〇〇円(月額金〇〇〇〇円)

(納入に係る費用)

第4条 装置の納入に必要な運送費及び組立配線費は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合(財務規則第101条第2項該当)

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(賃貸借料等の請求及び支払)

第6条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

(装置の修理等)

第7条 甲の故意又は重大な過失により生じた装置の故障等に係る修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

(装置の取替え又は改造)

第8条 装置の取替え又は改造は、甲乙協議の上、行うものとする。

2 装置の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(契約不適合責任)

第9条 装置の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(装置の移転)

第10条 甲の都合により装置を明細書に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における装置の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(装置の返還)

第11条 甲の都合による契約の解除により装置を返還する場合は、甲は他の機械器具の取り外し等によって装置を引渡し当時の状態に戻すものとし、装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う装置の撤去に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙又は乙の指示に基づいて装置の納入等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、賃貸借に係る業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第15条 乙は、賃貸借に係る業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(機器の無償譲渡)

第18条 この賃貸借契約に基づく物件の賃貸借期間が終了し、甲の乙に対するすべての債務が履行された場合は、乙は甲に物件を無償譲渡するものとする。ただし、前条の規定により本契約が解除されたときは、速やかに機器を乙に返還しなければならない。

(契約に係る費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県  
宮崎県水産試験場 安田 広志  
乙 ○○市○○町○○番地  
○○○  
代表者 職 氏 名 ㊞

(別紙) 明細書

装置の設置場所	宮崎県水産試験場 (宮崎県宮崎市青島6丁目16番3号)
内容	(1) ロシュ・ダイアグノスティック社製 LightCycler®96 システム (2) 制御用ノートPC (専用解析ソフトウェアを含む)
数量	一式